

大阪市告示第785号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月31日

大阪市長 横山英幸

次の道路上にある物件は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和6年6月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
自動二輪車 (ホンダ 黒色)	浪速区恵美須西3丁目17番先
自動二輪車 (スズキ 紺色)	浪速区恵美須西3丁目17番先
自動二輪車 (ホンダ 黒色)	浪速区恵美須西3丁目17番先
自動二輪車 (スズキ 黒色)	浪速区恵美須西3丁目17番先
自動二輪車 (ヤマハ 白色)	浪速区恵美須西3丁目17番先
自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	浪速区恵美須西3丁目17番先
自動二輪車 (ヤマハ 赤色)	浪速区恵美須西3丁目17番先
自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	浪速区恵美須西3丁目17番先

(建設局総務部管理課)